

# 総務常任委員会

令和4年12月13日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎齋藤 文夫  
木澤 正男  
伴 議 長

○溝部真紀子  
奥村 容子

大森恒太朗

## 2. 欠席委員

坂口 徹

## 3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	関元 佑治
同 係 長	岡山真由美	税 務 課 長	福田 善行
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	本庄 徳光
教委総務課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	三原 進也
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大野 彰彦

## 4. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

## 5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 溝部委員、大森委員

委員長 おはようございます。定足数に達しておりますのでただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、坂口委員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長 （町長挨拶）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、溝部委員、大森委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく申し上げます。

本日本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案（1）議案第38号 斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第38号、斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例について、ご説明を申しあげます。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務課長 本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。それでは、議案書末尾、斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例（要旨）をご覧ください。

本条例は、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが定められ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例において、本法律の施行に関し必要な事項について定めるものであります。はじめに、1. 主な制定内容についてであります。 （1）開示請求に係る手数料等といたしまして、保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料と

いたします。なお、保有個人情報の開示が写しの交付により行われる場合は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことといたします。

次に、（２）審査会への諮問といたしまして、実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、斑鳩町個人情報保護審査会に諮問することができることといたします。

続きまして、２．施行期日等についてであります。はじめに、（１）施行期日についてであります。令和５年４月１日から施行することといたします。次に、（２）斑鳩町個人情報保護条例の廃止についてであります。個人情報保護制度に係る基本的な事項については、法の規定により定められることとなるため、斑鳩町個人情報保護条例を廃止することといたします。次に、（３）経過措置についてであります。斑鳩町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置といたしまして、職務上知り得た個人情報の内容に関し、職員等に課せられている守秘義務等は、斑鳩町個人情報保護条例の廃止後も、なお従前の例によることといたします。また、本条例の施行日前に、斑鳩町個人情報保護条例に基づき請求がされた保有個人情報の開示等については、なお従前の例によることといたします。

以上、議案第３８号、斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 今回法律が変わったことによってっていうことで、条例も変わるんですけども、そもそも国で、個人情報保護法、デジタル関連法で変わったんですけども、これまでは個人情報の保護を目的としていたのが、今回データの利活用というふうに、目的そのものが変わってしまっているということ、うちの党は非常に問題視をしまして、国会で反対をしているんですけども、その中でですね、一番問題にしているのが、個人を特定できないような形に、情報を加工して、企業が利用できるようなこと、というようなことが、一番の問題だというふうな考えてるんですけど。今回この条例の中では、その部分はどのようなふうになっているんでしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長

今、委員おっしゃっていただいた内容については、匿名加工情報に関するものと思います。匿名加工情報とは特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこととなります。

改正の個人情報保護法におきましては、この匿名加工情報に関し、定期的に提案募集を行わなければならないということとされておりますが、当面の間、この提案募集の実施につきましては、都道府県及び政令指定都市が義務規定となっておりますが、その他の地方公共団体につきましては任意規定となっております。このことから本町におきましては匿名加工情報の提案募集につきましては当面行わず、国や都道府県政令指定都市の状況を注視しながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えており、本施行条例におきましても、匿名加工情報の作成等に係る手数料に関する規定は設けていないというところがございます。

木澤委員

斑鳩町ではその取り扱いはしないということが確認できましたので、そもそも法の趣旨自体は理解はしてないんですけども、条例自体は必要なものだと思いますので、あえて反対まではいたしません、そのことだけ意見として申しあげておきます。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として原案通り可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第39号 斑鳩町個人情報保護審査会条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第39号、斑鳩町個人情報保護審査会条例について、ご説明を申しあげます。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。それでは、議案書末尾、斑鳩町個人情報保護審査会条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

本条例は、斑鳩町個人情報保護審査会の設置等について定めております斑鳩町個人情報保護条例の廃止に伴い、斑鳩町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続き等について定めるものであります。

1. 主な制定内容についてであります。 (1) 設置としまして、諮問に応じ、保有個人情報の開示決定に対する審査請求等について調査審議するため、斑鳩町個人情報保護審査会を置くことといたします。次に、(2) 組織としまして、現行の斑鳩町個人情報保護審査会と同様に、審査会は、委員5人以内で組織することとします。次に、(3) 委員としまして、こちらも現行の斑鳩町個人情報保護審査会と同様に、委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱し、委員の任期は、3年とします。続きまして、2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日についてであります。令和5年4月1日から施行することとします。次に、(2) 経過措置についてであります。現行の斑鳩町個人情報保護審査会の委員は、本条例の施行の日に、本条例に基づく審査会の委員として委嘱された者とみなします。なお、この場合における委員の任期は、現行の斑鳩町個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間といたします。また、本条例の施行日前に、廃止前、すなわち現行の斑鳩町個人情報保護審査会にされた諮問は、本条例に基づく審査会にされたものとみなすことといたします。

以上、議案第39号、斑鳩町個人情報保護審査会条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第40号 斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、議案第40号、斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。それでは、議案書末尾、斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが定められ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

はじめに、1. 主な改正内容についてであります。 (1) 定義及び不開示情報に係る規定の文言整理といたしまして、法に基づき運用することとなります保有個人情報開示制度と、条例に基づき運用することとなります公文書開示制度との整合性を図るため、定義及び不開示情報に係る規定について、法の規定内容に準じ、文言等の整理を行うものです。続きまして、2. 施行期日等についてであります。は

じめに、（１）施行期日についてであります、令和５年４月１日から施行することとします。次に、（２）経過措置についてであります、条例の施行日前にされた公文書の開示の請求又は申出については、なお従前の例によることとします。

以上、議案第４０号 斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第４０号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第４１号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第４１号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、ご説明を申し上げます。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(要旨) をご覧いただきたいと思ひます。本条例につきまは、地方公務員法が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴ひ、国家公務員に準じ、本町の職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制の導入等を行うため、関係する条例において所要の改正等を行うものであります。

はじめに、1. 主な改正内容についてであります。(1) 職員の定年等に関する条例の一部改正としまして、①定年の段階的引上げについてです。職員の定年を令和5年度から、表にございますように、2年に1歳ずつ65歳まで、段階的に引き上げることとします。なお、定年が段階的に引き上げられる経過期間におきましては、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みとして、暫定再任用制度を措置することとします。次に、②管理監督職勤務上限年齢制の導入についてです。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入することとします。また、管理監督職勤務上限年齢制の対象範囲につきまは、本町では、5級の課長補佐級以上が該当しますが、管理職手当の支給対象となっている職とし、管理監督職勤務上限年齢は60歳とします。なお、職務遂行上の特別な事情がある場合等におきましては、1年単位で異動期間を延長し、引き続き管理監督職として、勤務させることができることとします。次に、③定年前再任用短時間勤務制度の導入についてであります。60歳以後、定年前に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制度を導入することといたします。なお、定年前再任用短時間勤務職員の任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日までとし、勤務時間、給与の仕組み等は、現行の短時間勤務の再任用制度と同様とします。次に、④情報提供・意思確認制度の新設についてであります。当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めることといたします。続きまして、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、国に準じ、当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、60歳前の給料月額の7割水準に設定します。また、55歳を超える職員は、人事評価の結果、標準の勤務成績では昇給停止とする昇給抑制制度を導入することとします。また、(3)にございますように、今回の定年延長に伴ひ、斑鳩町職員の再任用に関する条例の廃止を行うとともに、(4)にございますように、その他法令の改正による条文整理等所要の改正を行うことといたします。



続きまして、2. 施行期日についてであります。令和5年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第41号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 これ、改正の趣旨自体は別に問題ないと思うんですけど、ちょっと気になったのが、(2)の55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止とするということなんですけど、これ現行はどういうふうになっているんでしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 現行は55歳を超える職員については2号給の昇給ということで、55歳以下の職員については標準で4号給というところを2号給という形になっております。

木澤委員 それを停止するということなんですけど、これは法律でもそういうふうになってるんですかね。

総務課長 国の、国家公務員につきましては、そのような制度がすでにとられているというところがございます。

木澤委員 このことも含めて、職員組合と話し合いをしていただいていると思いますが、その結果をどういうふうだったんでしょうか。

総務課長 町職員労働組合との協議の結果についてでございますが、この55歳昇給抑制制度につきましては、国では、もうすでに導入をされている制度でありまして、また民間におきましても同様の措置がとられるところが多いという状況もありまして、このこととの権衡を図る趣旨であるということ、また人事評価の結果によりましては昇給も一定可能となるということも踏まえ、組合としてはやむを得ないという考

え方として合意に至ってるというところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結します  
お諮りします。

本案については当委員会として原案通り可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第42号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第42号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和4年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支

給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容についてですが、(1) 期末手当の支給月数の改定としまして、令和4年4月1日に遡り、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるもので、令和4年度におきましては、12月期を1.625月から1.675月へ、また、令和5年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.65月に均等配分することとし、年間支給月数を3.25月から3.30月とするものであります。

次に、2. 施行期日等についてであります。第1条の規定は、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡り適用することとし、均等配分に係る第2条の規定は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第42号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 町長、副町長、それぞれの影響額だけ確認させていただきます。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 本条例改正による影響額といたしまして、期末手当に関し年間0.05月分の支給月数の引き上げとなりますが、年間給与ベースで、町長におきましては5万7,260円の増、副町長におきましては4万7,950円の増となります。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第43号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第43号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、先の議案第42号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、令和4年4月1日に遡り、支給月数を0.05月分引き上げ、令和4年度においては、12月期を1.625月から1.675月へ、また、令和5年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.65月に均等配分することとし、年間支給月数を3.25月から3.30月とするものであります。次に、2. 施行期日等についてであります。第1条の規定は、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡り適用することとし、均等配分に係る第2条の規定は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第43号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員      こちらも影響額を確認させていただきますか。

委員長        仲村総務課長。

総務課長      年間給与額ベースで、教育長におきましては4万1,860円の増となります。

委員長        ほかにございませんか。

                  ( な し )

委員長        これをもって、質疑を終結します。  
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

                  ( 異議なし )

委員長        異議なしと認めます。よって、議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。  
次に、(7)議案第44号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長      それでは、議案第44号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

                  ( 議案書朗読 )

総務課長      本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。今回の条例改正については、令和4年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであります。

1. 改正内容についてですが、（1）給料月額の変定としまして、令和4年4月1日に遡り若年層を中心に、給料月額を平均0.3%引き上げるものであります。次に（2）一般職の職員の勤勉手当の支給月数の変定としまして、勤勉手当について、再任用職員以外の一般職の職員の支給月数を0.10月分引き上げ、令和4年度においては、12月期を0.95月から1.05月へ、また、令和5年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.00月に均等配分することとし、年間支給月数を1.90月から2.00月に引き上げるものです。また、再任用職員の支給月数を0.05月分引き上げ、令和4年度においては12月期を0.45月から0.50月へ、また令和5年度以降においては6月期と12月期で支給月数を0.475月に均等配分することとし、年間支給月数を0.90月から0.95月に引き上げるものです。次に（3）斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正としまして、会計年度任用職員の給料や報酬については、一般職の職員の給料表を準用しておりますが、会計年度任用職員に対する給料表の変定については、任用された年度の翌年度の4月1日から適用することとします。

次に、2. 施行期日等についてですが、第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行することとし、第1条の規定は、令和4年4月1日に遡り適用することとします。また、均等配分に係る第2条の規定は、令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第44号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

また影響額を教えてくださいんですけど、全体の影響額と、あと、この給料月額

改定で0.3%というのと、だいたいどれぐらいになるか教えてもらえますか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 まず、全体での影響額といたしまして、一般会計、特別会計、企業会計における、すべての会計の合計による影響額は正規職員で総額約1,200万円となります。また、次年度以降となりますが、会計年度任用職員においては約960万円の増を見込んでおります。一般職の職員の全職員の平均で、これは給料等月額増と期末手当度増の平均額となりますが、これは約5万5千円の増額となりまして、0.3%の増につきましては、特に高卒の新規採用職員で、ひと月当たりの4千円、大卒の新規採用職員で1人3千円の月額増という改定となります。

木澤委員 はい、わかりました。あと、会計年度任用職員さんの適用が、次年度からということになってるんですけど、これは何でこういうことになるのでしょうか。

総務課長 会計年度任用職員につきましては、任用時におきまして、1会計年度単位での給料や、報酬額等の任用条件を先に提示をいたしまして、任用を行っているということになりますので、年度途中で給料や報酬額に変更が生じないように、次年度からの反映が適切であると考え、このような規定を新設するものでございます。

木澤委員 マイナスのときは、そりゃ契約内容と違うというので怒られるでしょうけど、上がる方は適応させもてあげてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、それは今後もこういう形になるのでしょうか。

総務課長 今、委員おっしゃっていただいたとおり、マイナスの人勧があるということもありますので、こうしたこともふまえてやはり年度途中の額の改定というのは好ましくないという考え方のもと、このような制度で運営させていただければということと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政  
課長

それでは、議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきまして、ご説明申しあげます。まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

政策財政  
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたします。補正予算書の9ページをお願いいたします。はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて1,700万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が見込まれることから4,089万2千円の増額、第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、マイナンバーカードに関する事務量の増加に対応するための会計年度任用職員の増員に伴う費用が補助対象となることから、個人番号カード交付事務費補助金83万1千円の増額をお願いするものでございます

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の



第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、あわせて850万円の増額をお願いするものであります。10ページをお願いします。次に、第3項 県委託金では、第1目 総務費県委託金の第4節 選挙費委託金で、奈良県知事・議会議員選挙費委託金699万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第17款 財産収入、第1項 財産運用収入では、第2目 利子及び配当金で、財政調整基金の運用益として133万6千円の増額をお願いするものであります。次に、第21款 諸収入、第5項 雑入では、交通事故により公用車を廃車することとなったことにより、第3目 弁償金で17万5千円の増額、第5目 雑入で自動車損害共済金22万6千円の増額をお願いするものでございます。

以上が、歳入の補正内容でございます。

11ページをお願いいたします。歳出予算の補正についてでございます。本補正予算では、本年の人事異動及び人事院勧告等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。主な歳出の内容につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1款 議会費、第1項 議会費では、人件費の補正をお願いしております。次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、12ページにかけての第1目 一般管理費で、人件費の補正と、会計年度任用職員の増員等に伴い、第1節 報酬で、あわせて307万8千円の増額、第2節 給料で、臨時職給料250万7千円の増額、第3節 職員手当等で、臨時職地域手当15万1千円の増額、臨時職期末手当33万9千円の増額、12ページの第4節 共済費で、臨時職共済組合負担金13万6千円の増額、社会保険料等77万円の増額。続きまして、コミュニティバスの王寺駅での乗降者数が当初見積りを上回ることから、第18節 負担金補助及び交付金でコミュニティバス王寺駅乗入れ負担金32万9千円の増額をお願いするものであります。第5目 財産管理費では、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、役場庁舎の光熱水費118万2千円の増額、第24節 積立金で、歳入で申しあげました財政調整基金の運用益の積立金133万6千円の増額をお願いするものであります。第10目 防犯対策費では、第10節 需用費で、町管理防犯灯の修繕が当初見積りを上回ることから、修繕料166万4千円の増額をお願いするものでございます。次に、13ページにかけましての第2項 徴税费では、人件費の補正をお願いしております。次に、第3項 戸籍住民基本台帳費では、人件費の補正と、歳入で申しあげましたマイナンバーカードに関する事務量の増加に対応するための会計年度任用職員の増員に伴い、第1節 報酬で、70万円の増額、

第4節 共済費で、臨時職共済組合負担金4万2千円の増額、社会保険料等6万8千円の増額、第8節 旅費で2万1千円の増額をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。第4項 選挙費では、第1目 選挙管理委員会費で、投票用紙自動交付機の更新費用として、第17節 備品購入費で85万8千円の増額をお願いするものであります。第4目 奈良県知事・議会議員選挙費では、令和4年度分の執行費用680万円の増額をお願いするものであります。第5目 斑鳩町議会議員選挙費では、令和4年度分の執行費用110万円の増額をお願いするものであります。15ページをお願いいたします。第6項 監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、16ページにかけての第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第12節 委託料で、戦没者追悼式について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施方法を変更して開催いたしましたことから、不用となった会場設営業務委託料36万円の減額、16ページの第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて38万5千円の減額をお願いするものであります。第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。第7目 障害福祉費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげましたとおり、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて3,400万円の増額をお願いするものであります。第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、ふれあい交流センターいきいきの里の光熱水費87万円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護予防・日常生活支援総合事業費等が当初見積りを上回ることに伴う繰出として、あわせて816万4千円の増額をお願いするものであります。

17ページをお願いいたします。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 保育園費では、人件費の補正と、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、保育園の光熱水費98万6千円の増額をお願いするものであります。

18ページをお願いします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正と、第18節 負担金補助及び交付金で、新型コ

コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている住民生活や経済活動を支援するため、水道基本料金の免除期間を2か月間延長することから、あわせて2,564万4千円の増額をお願いするものです。第6目 火葬場費では、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、火葬場の光熱水費52万2千円の増額、経年劣化により稼働を停止しております火葬場の排風機を更新することに伴う修繕料583万円の増額をお願いするものであります。19ページをお願いいたします。第2項 清掃費では、それぞれの「目」におきまして、人件費の補正をお願いしております。

20ページ、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第2目 農業総務費で、人件費の補正をお願いしております。第4目 土地改良事業費では、第18節 負担金補助及び交付金で、三室井堰において、緊急補修が必要となったことから、町単独土地改良事業補助金416万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第1目 商工総務費で、人件費の補正をお願いしております。次に、21ページにかけての第2目 商工業振興費では、歳入で申しあげました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付の一部を生活応援券の発行事業に充当することによる財源振替をしています。

次に、第7款 土木費、第1項 土木管理費では、人件費の補正をお願いしております。22ページをお願いいたします。第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、人件費の補正と、歳入で申しあげました交通事故により公用車を廃車することに伴い、新たに公用車を購入することから、第11節 役務費で、あわせて8万円の増額、第17節 備品購入費で270万円の増額、第26節 公課費で、8万8千円の増額をお願いするものでございます。第2目 下水道費では、第18節 負担金補助及び交付金で、下水道事業会計における人件費の予算補正に伴う補助金456万5千円の減額をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。第9款 教育費、第1項 教育総務費では、人件費の補正をお願いしております。次に、第2項 小学校費では、24ページにかかけまして、人件費の補正と、臨時講師等の人員配置に伴い、第1節 報酬で153万5千円の増額、第2節 給料で、臨時講師給料883万2千円の減額、第3節 職員手当等で、臨時職地域手当53万円の減額、臨時職期末手当202万7千円の減額。24ページの第4節 共済費で、臨時職共済組合負担金368万6千円の減額。原油価格の高騰に伴い、第10節 需用費で、光熱水費200万円の増額、認定こども園の整備に伴い、斑鳩西小学校の校庭遊具の移設・撤去等を行うことから、第

14節 工事請負費で225万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第3項 中学校費では、臨時講師等の人員配置に伴い、第2節 給料で22万6千円の増額、第3節 職員手当等であわせて56万6千円の増額、第4節 共済費で、あわせて190万円の増額、原油価格の高騰に伴い、第10節 需用費で、光熱水費189万5千円の増額をお願いするものでございます。

25ページをお願いします。第4項 幼稚園費では、人件費の補正と、認定こども園の整備に伴い、斑鳩西幼稚園の園庭遊具の撤去を行うことから、第14節 工事請負費で185万1千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第5項 社会教育費では、第1目 社会教育総務費で、人件費の補正をお願いしております。26ページをお願いします。第5目 図書館管理運営費では、人件費の補正をお願いしております。第6目 文化財活用センター管理運営費では、人件費の補正と第10節 需用費で、文化財活用センターの監視カメラシステムの故障に伴う修繕料104万5千円の増額をお願いするものです。27ページをお願いいたします。第6項 保健体育費では、人件費の補正をお願いしております。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正から生じました財源1,324万3千円を留保させていただくものでございます。

5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費についてでございます。本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、それぞれ予算措置をお願いするものでございます。はじめに、第7款 土木費では、第4項 都市計画費で、公用車購入事業において、本年度末までの納車が困難であることから286万8千円、まちづくり連携協定計画等策定事業においては、奈良県とのまちづくり連携協定に係る基本計画の策定にあたり、基本計画の内容検討及び奈良県との調整等に時間を要しており、本年度中に策定業務委託の発注を行うことが困難となったことから520万円をお願いしております。次に、第9款 教育費の第2項 小学校費及び第4項 幼稚園費で、認定こども園の整備に伴い、校庭等の遊具の移設・撤去等を行うにあたり、本年度末までに完了させることができないことから、小学校校庭遊具撤去等事業として225万円、幼稚園園庭遊具撤去事業として185万1千円をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

政策財政課長 以上で、議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきましての説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会で、その所管に関する内容については説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 バクツとした聞き方で申し訳ないんですけど、光熱水費が上がってきてるんですけども、だいたい、何%ぐらい値上がりしてるとかというのわかりますかね。

委員長 真弓政策財政課長。

政策財政課長 ちょっと今、何パーセントというのはお答えできないんですけども、想定しておりました、9月の議会の段階での、毎月の燃料調整費ですね、これを毎月0.8円上がっていくであろうと見込んでおりましたけども、これが1.3円程度の上がりを見せているというところですので、施設によっては、この見込みによっては、不足が生じるということで今回補正に上がっているということでございます。

木澤委員 今、電気については電力会社と、入札して買ってると思うんですけど。昔は関西電力しか扱ってなかったけど、その別の会社の、扱ってる電気の料金も上がりやすい、大きいと聞きまして、それやったらもともと関西電力と契約してるほうが低く抑えれたよ、みたいな話をちらっと聞いたんですけど、今してる契約はどうしようもないんですけど、今後、電力をどうしていくかっていうことについて、そういう状況があるんやったら、また見直しをする必要があるのかなと思ったんですけど、その辺のところって聞いてはりますかね。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 本町の場合におきましては、電力につきましては一般競争入札で調達をしております。今、中部電力が契約となっているところでございます。ちょうど契約が今年度切れますので、また、一般競争入札で調達できるよう準備を進めているところでございますが、ただ、どれだけ応札をしていただけるのかどうかという状況がわからない、いわゆる予定価格に見合う金額でしたら、応札があるだろうという状況ですけれども、それすらわからない状況なので、もし仮に契約ができなかった場合には、関西電力の送電の会社がございます、そこでの契約になってしまうというところもございまして、今後は近隣市町村の状況も見ながら対応のほうを行っていききたいというふうに考えております。

木澤委員 こんなに高騰するというのは誰も思っていなかったんでしょうけど、それ先読みするの難しいですけど、やっぱり低く抑えられる方法を検討していただいて、またお願いしておきたいと思います。それと、小学校の遊具の移設撤去というのをさっきおっしゃってたんですけど、これなくなってしまうものがあるということですか、移設、撤去してまた戻す、どっかに移すとかいうものと、なくなってしまうと両方あるのか、その辺教えてもらえますかね。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務 遊具につきましては基本的に移設の方針でございます。

課長

木澤委員 なくなるものはないってことでいいんですね。

教委総務 小学校の遊具につきましては、基本的には移設でございます。幼稚園につきましては、現在、設置されている遊具が認定こども園で活用されるもののみ残るというものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。  
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習 それでは、2. 継続審査 (1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存  
課参事 及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてです。10月23日から11月27日までの開催しておりました秋季特別展「若草伽藍の壁画展—古代寺院の荘厳」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じた上で開催をしまして、その期間中に1,729名の方にご観覧いただきました。なお、この入館者数は、昨年度と比較しまして266人の減となっております。今後もより一層みなさまの関心が高くなるような展示に努めてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 今、昨年と比べて200何人か減だというふうにおっしゃったんですけど、コロナの状況としては、規制はちょっと去年よりも緩くなってきているのかなと思うけど、その原因というのはわかりますか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事

先ほど申しました観覧者の減少についてでございますけども、新型コロナウイルスの第7波の感染状況が収まりを見せましたことから、開催期間中は各地でもイベントが再開されまして、外出する機会が増えて、人の往来が活発化しております。こうした中、観覧者の来訪先割合を見ますと、町民の方の割合が昨年度と同じであるのに対しまして、町民を除く県民の割合が5ポイント減少しておりますことから、秋の行楽シーズンを迎えます、県民の方々の関心がいろんな方面に分散したことなども原因のひとつになるものと分析しております。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 令和5年度町民プールの運営方針について、理事者の報告を求めます。  
本庄教育次長。

教育次長

それでは、各課報告事項(1) 令和5年度町民プールの運営方針につきましてご説明をさせていただきます。本町の町民プールにつきましては、老朽化に伴う設備の不具合等のため、多額の更新費用も見込まれますなか、安全かつ快適なサービスの提供が困難なことから、令和4年度、今年度は運営を行わないこととし、その代替事業として、3つの町立小学校のプールを活用し、当該小学校に通う児童を対象といたしました移動町民プールを開設をさせていただいたところでございます。

はじめに、今後の町民プールの運営についてです。今後の町民プールの運営に関しましては、代替事業の検討、また、その検証も含めて総合的に勘案をしながら、議会ともご相談申しあげ、その方針等について決めていくこととさせていただいたところです。次年度、令和5年度におきましても、一定の代替事業を実施をしながら、引き続き、その方針等の検討を継続して行ってまいりたい、また、町民プールの運営につきましては、休止をさせていただきたいと考えております。

次に、町民プールの休止に伴います次年度、令和5年度の代替事業についてです。



今年度、実施しました“移動町民プール”については、アンケート調査等において利用いただいた児童、また、保護者の方には一定の評価をいただいたものと考えておりますが、各校7日間、3校で21日間の開催で、利用延べ人数は396人と非常に限定的であり、費用対効果に課題が残る結果となったところです。また、実施期間が短期間であったことへの対応、土曜日、日曜日等、休日の開催がなかったことへの対応、さらには幼児や中学生等、利用拡大への対応等々、それらの対応にあたりましては、開催期間の延長や開催場所の拡大によります経費増加の問題、利用者の増加による施設の収容能力、いわゆるキャパシティの問題でしたりとか、安全対策の問題など、解決すべき多くの課題があるものと認識をしているところです。

このことから、限られた経費の中で、これらの課題を解決をし、より多くの方にご利用いただける、また喜んでいただける事業について検討を行いまして、次年度、令和5年度においては、移動町民プールを改め、近隣のプールを利用された場合の利用料金の助成制度につきまして、創設をしてみたいと、そのように考えております。現在、大和郡山市及び広陵町にあります県営プール、また三郷町の町民プールを利用された場合の利用料金の助成制度につきまして、検討・調整を行ってございまして、具体的な内容が決まりましたら、総務委員会に報告をさせていただくとともに、令和5年度予算において、必要な経費について予算計上してみたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、令和5年度町民プールの運営方針についてのご報告とさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 町外のプールの利用補助をするというんですけど、移動町民プールについては改めますとっているのは、やらないということですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 今年度実施しました移動町民プールに関しましては、先ほど申しあげました、課題等が多数ある中で、それをやめまして、町外のプールの利用の助成制度に切り換

えていきたいと考えているということで、ご理解お願いできたらなと思います。

委員長 伴議長。

議長 ちょっと今の説明の中で、どこまで検討してるかわかりませんが、わかる範囲でちょっとお願いしたいと。やはり今、もし町民プール、このまま修繕というのは、このポンプの、今後相当お金かかるやろうと、スタートからの年数からいうたらあっちもこっちもなってくるってのはわかるんやけど、まず開催するに対してどれぐらいの費用かかるのか、もしわかれば教えてほしい。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 昨年度の定期点検の際に出しております不具合の部分でございますが、まず、ろ過機のポンプの関係につきましては、更新に約600万円以上かかるということで見込ませていただいております。また、流水プールですけれども、この波を起こすための気流ポンプ、これも1台もうすでに止まっていると、2機があるうちの1台が止まっているという状況でございます。残り1台につきましても、異音が生じておるということで、2機でそれぞれ1機200万ということで2機で400万円。最低、ポンプの関係で1千万円かかってくると。あと点検の際には、それ以外の部分で、プール内に錆が流れ込むほどの配管の中での錆、等々も生じてるといような結果も出ておりますので、今申しあげたポンプ以外にも、配管の工事等、かなりの費用がかかってくるのではないかとこのように見込んでおります。

議長 確かに、45年は経っているかなと、自分の感覚で言うたら年齢といくとそれぐらいに思うんです。いろんなとこが出てくる。確かにいろんな、切符売ってくれてはるところの冷房の関係とか、ロッカーの関係、またその管理してくれてる人の控え室とかさっから見てる場所にとっても、またそういう空調なんかもなかったんちゃうかなというふうに思うような格好ですんで。あと聞いておきたいのは、もしこの修繕関係なしに継続しても、相当な入場料と経費っていうのに対して、言うたら、赤字といたらあれやけど、そういう差の、その分マイナス分が出ますわな。それが、このもし他市町のプールを使った場合の経費、だいたいどれぐらいの補助

ということにもかかわってくるだろうけど、イメージで言ったら1千万、町民プールを継続するのに、修繕抜きでかかるとなったら、片方やったら半分以下ですむとか、もっと経費が下げれるとか、そのイメージだけ、もしわかったら教えてほしい。

教育次長 ただいまご質問の、従前の町民プールのいわゆる運営経費でございます。平成28年度から令和元年度、4年間で概ね利用料収入の方が約100万円程度、かかっております経費が800万円程度ということで、毎年度700万円程度のマイナス、いわゆる町の持ち出しが出ておった状況でございます。現在、検討しております利用料金の助成の制度ですけれども、今年度は王寺町等もすでにされてるといのは実績等も確認をさせていただく中で、もし利用料金の2分の1を助成をさせていただいたとすれば概ね150万円程度、当町の利用で、今現在4,900人程度がもしかしたら、王寺町と同じペースで考えさせていただいた際には、約4,900人程度が利用されるという見込みを立てますと、だいたい150万円程度、この程度の経費になるかなというところで見込んでいるところでございます。

議 長 今回の回答で4,900人と、これ、町民プール開けていたとき、そんな来てくれてはってんやろか。もし町民プール来てくれてる人数に比べてちょっと余計目に計算されてるのか、おんなじぐらいの人数で計算されているのか。

教育次長 ただいま申しあげました、王寺町の実績をというところはおそらくですけどコロナの関係も影響してるのかなと思います。コロナ前の従前の町民プールの利用状況で申しますと、先ほど申しあげました、令和元年度、コロナ前の最終年度で5,290人。ここ5年で、マックス一番多い時で言いますと、平成28年度に約8千人ということになっております。こういった状況となっております。

議 長 ということは、8千人やったらそれに対して1.5倍、今の150万やったら、200万ちょっと超えるぐらいの金額の費用がかかると考えていいわけやね。わかりました。以上です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 補助する期間というのは、今まで町民プールを開催していた期間と同じ期間で、補助金を出すということですか。

教育次長 基本的には、夏場の運営の期間に合わせてというふうに考えております。県営のプールに関しましては、夏場しか運営をされてませんので、その期間に合わせる形で、助成をしていけたらなと思っております。また三郷町のほうにつきましては温水プールもあるんですけれども、夏場の屋外プール、7月の中旬から8月にかけて開業されてますけれども、それに合わせた形での助成をしていけたら、今現時点ではそのように考えております。

木澤委員 子どもらが自力で行けるかどうか、わからへんのですが、その問題とあと、子どもだけで、入れるんですか、保護者がついてこないと入場できないとか、その辺のところはどうなんですか。

教育次長 手元に詳細な資料がないので申し訳ございませんけれども、それぞれのプールの方で、保護者同伴でないというふうな決まりがあるようでしたら、それに従ってご利用いただくという形をとっていただきたいと思います、このように考えております。

木澤委員 当然それはそうなるんでしょうけど、それを利用していただいて、またその利用状況も、感想等ですね、把握っていうのはどうされるんでしょうか。

教育次長 まず、利用の状況につきましては、当然その助成額について会計から支出をするということになってまいりますので、その状況等もまた精査をさせていただきながら分析はしていかないと考えてます。その利用状況、今おっしゃっていただいた、アンケートいいですか利用者の方の感想っていうところかなとは思いますが、この辺りはどういった形で取らせていただくかってのは、ちょっと引き継ぎ検討させていただければと考えますので、よろしく願いいたします。

木澤委員 試行的にそういうふうにするということについて、駄目だとは言いませんけど、やっぱりそれぞれの事業、比較できるように、きちっと統計とっておいていただきたいと思いますので、お願いします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(2)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、理事者の報告を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政 それでは、各課報告事項(2)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果  
課長 についてご報告をいたします。資料は、お手元の資料1、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業(令和5年度実施事業)選考結果についてをお願いいたします。

協働のまちづくり活動提案制度につきましては、行政と、その目的や目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくりだそうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを、その目的としたものです。

今回、来年度の活動提案事業について募集をいたしましたところ、2団体から応募がございました。11月11日の選考委員会におきまして、書類審査並びに公開プレゼンテーションの内容等によって総合的に審査をいただきました。その結果を受けまして、令和5年度の提案事業として、応募いただきました2事業とも採択をさせていただいたところでございます。なお、各団体には、12月1日付で審査結果を通知させていただいておりますが、当該補助金につきましては、令和5年度一般会計予算に予算計上させていただき、予算案の議決をいただきました後に、補助事業として認定することとしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、令和5年度の実施に係る、協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 この子ども食堂ということで、以前にもひとつやっておられましたけど、それはこの事業の適用はもう期間が過ぎてしまってると思うんですけど、そちらの方も継続してて、これで二つになるというふうに理解していいんでしょうか。

委員長 真弓政策財政課長。

政策財政  
課長 活動としては、この二つでございます。

木澤委員 子ども食堂が町内に二つできるということですか。

政策財政  
課長 委員おっしゃるとおりでございます。

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長 安全安心課から1点ご報告を申しあげます。  
消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日から同月30日までの3日間実施をいたします。また、令和5年斑鳩町消防団出初め式を、新年1月5日（木）午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。なお、今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、ご来賓としてご出席いただく方々の数を縮小し、開催させていただくこととしておりますのでご理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。  
以上、消防関係の年末年始の行事予定につきましてのご報告とさせていただきます。安全安心課からは以上でございます。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務  
課長 教育委員会事務局総務課から1点ございます。  
法隆寺幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行についてでございます。  
現在、町内の私立幼稚園でございます法隆寺幼稚園につきまして、令和6年4月から幼保連携型認定こども園へ移行する計画があり、その概要につきましては、去る12月9日開催の厚生常任委員会におきまして、子育て支援課から報告をいたしておりますが、既存の幼稚園機能が認定こども園に移行される旨、本委員会におきましてもご報告をさせていただくものでございます。  
法隆寺幼稚園につきましては、これまで働く保護者のニーズに対応するため、預

かり保育の充実や小規模保育事業などに取り組んでこられました。多様化する保育ニーズへの対応や、0歳から5歳までの一貫した見通しをもった教育・保育活動の充実をめざし、今回、幼保連携型認定こども園への移行を実施されるものでございます。本町といたしましても、法隆寺幼稚園が認定こども園へと移行されることで、町全体として保育施設の選択の幅が広がること、また、地域の子育て支援施設として充実されることを期待しているところでございます。

なお、今後、事業者による近隣住民や保護者等への説明が行われたうえで、順次手続きが進められる予定しておる旨お聞きしておるところでございます。

以上、教育委員会事務局総務課からのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 その法隆寺幼稚園さんのこども園への変更というんですかね、これはもう詳細まで決まってるもですか、まだこれからですか。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務 詳細の部分、定員につきましては、厚生常任委員会でもご報告ございましたが、課長 総定員231名の規模というような予定でお聞きしているところでございます。

その他の詳細の部分につきましても、協議をさせていただきながらの部分がございますが、園として計画をされているようなところでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査についてお諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午前10時20分 閉会 )